日 調 連 発 第 ６ １ 号
令 和 ８ 年 ６ 月 １ ２ 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴う
不動産登記事務等の取扱いについて（参考送付）

標記について、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり情報提供がありましたので、参考までに送付します。

なお、参考ウェブサイト（下記ＵＲＬ）の情報提供もありましたので、併せて送付します。

記

特定在留カード等交付申請について ｜ 出入国在留管理庁
ＵＲＬ　https://www.moj.go.jp/isa/tokutei.html

以上

事　　務　　連　　絡
令 和 ８ 年 ６ 月 ９ 日

法務局民事行政部首席登記官（不動産登記担当）　殿
地方法務局首席登記官（法人登記担当を除く。）　殿

法務省民事局民事第二課　太田補佐官

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和６年法律第５９号。以下「改正法」という。）による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号。以下「改正入管法」という。）及び改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号。以下「改正入管特例法」という。）が、本月１４日から施行されるところですが、これに伴う不動産登記事務等の取扱いについては、下記の点に留意願います。

なお、本件については、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会にも周知する予定ですので、申し添えます。

記

１　概要

改正法によって改正される事項のうち、不動産登記事務等に関連するものは以下のとおりである。

(1) 特定在留カード

住民基本台帳に記録されている中長期在留者の在留カードに、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号利用法」という。）第２条第７項)としての機能を付加するための措置が講じられた在留カード(以下「特定在留カード」という。）が追加された（改正入管法第１９条の１

５の２）。

なお、特定在留カードは、番号利用法等の規定の適用について個人番号カードとみなされる（番号利用法第１８条の５第９項）。

(2) 特定特別永住者証明書

住民基本台帳に記録されている特別永住者の特別永住者証明書に、個人番号カードとしての機能を付加するための措置が講じられた特別永住者証明書（以下「特定特別永住者証明書」という。）が追加された（改正入管特例法第１６条の２）。

なお、特定特別永住者証明書は、番号利用法等の規定の適用について個人番号カードとみなされる（番号利用法第１８条の５第９項）。

２　不動産登記事務等の取扱い

(1) 不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第２３条第４項第１号の規定により、登記官が資格者代理人から提供を受ける不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号）第７２条第２項第１号に規定する本人確認情報の取扱いにおいては、「特定在留カード」は「在留カード」に、「特定特別永住者証明書」は「特別永住者証明書」に、それぞれ包含されるものとする。

なお、「特定在留カード」及び「特定特別永住者証明書」の裏面には個人番号（番号利用法第２条第５項）が記載されているところ、特定個人情報（番号利用法第２条第９項）は収集し、又は保管してはならないとされていることから（番号利用法第２０条）、「特定在留カード」又は「特定特別永住者証明書」の提示若しくはその写しの提供を受ける場合にあっては、その裏面を除くものの提示等を受けるものとする。

(2) 上記(1)以外の不動産登記の事務において、「特定在留カード」及び「特定特別永住者証明書」が提供された場合の取扱いは、上記(1)と同様である。

(3) 建設機械の登記、船舶及び製造中の船舶の登記並びに農業用動産の抵当権に関する登記の事務において、「特定在留カード」及び「特定特別永住者証明書」が提供された場合の取扱いは、上記(1)及び(2)と同様である。